

# 電動キックボードレンタル利用規約

## 第1条 総論

- 電動キックボードレンタル利用規約(以下「本規約」といいます)は、Mobility NAGANO(以下「当社」といいます)が運営する「電動キックボードレンタル(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めたものです。
- 本サービスの契約、利用にあたっては、本ページの「利用規約」全てに加え、「ご利用について」などの諸規程全てに同意したものとみなします。
- 本サービスは会員の承諾を得ることなく、利用料金の改定を含む、本規約及び諸規程をいつでも変更することができます。
- 本サービス規約および諸規程を変更する場合、変更される内容とその効力発生日時を、本サービス及び当社が適当と判断する方法で通知します。

## 第2条 用語の定義

- 電動キックボードとは、道路交通法に定める原動機付自転車、当社が運営するwebページなどを通じて、レンタルできる電動キックボード車両本体及びその付属品をいいます。
- 「会員」とは本規約に同意の上、本サービスを利用する者をいいます。

## 第3条 本サービスの内容

- 会員は、本サービス内でレンタルを希望する電動キックボードを申込みの申し込みをします。
- 当社から、会員に電動キックボードがレンタル時点で、電動キックボードのレンタル契約が成立するものとします。
- 会員は電動キックボードを、自己の財産と同一の注意義務をもって管理使用するものとします。
- レンタルを行った電動キックボードは、当社の承諾がある場合を除いて申込者本人以外が利用することは出来ません。
- 当社の都合により、電動キックボードの返却を求める場合があります。

## 第4条 予約の成立

- 会員は、電動キックボードを借受けるにあたって、当社所定の方法により予め明示されたレンタル料金、車種、その他の借受条件(以下「借受条件」という)に同意し、かつ予約申込者の氏名、メールアドレス、電話番号、予約日、借受開始時間、借受時間、運転者氏名、ヘルメット等付属品の要否の情報(以下「予約情報」という)を明示して、予約の申込を行うことができる。
- 当社は、会員から予約の申込があった時は、当社が承諾した時点で予約が成立するものとします。
- 会員及び当社は、本条第1項の借受開始日時までに、電動キックボードの貸渡契約(以下「貸渡契約」という)を締結するものとします。

## 第5条 予約の変更

会員は、予約の成立後、前条の予約情報を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

## 第6条 予約の取消

- 会員及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。
- 会員の都合により予約が取消された時は、会員は、当社に対し以下のキャンセル料を支払うものとする。但し、レンタル当日が悪天候であると当社が判断した場合、キャンセル料は請求しないこととする。

キャンセルした日	キャンセル料
レンタル前日まで	無料
レンタル当日	予約したレンタル料金の100%

※キャンセル料の上限は、1日分のレンタル料金とします。

- 会員の責により予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約が締結されなかった時は、事情の如何を問わず、会員が予約を取消したものとみなします。
- 会員は、第2項及び第3項に基づき予約を取消されたことにより貸渡契約が締結されず、損害を被った場合において、当社に対していかなる請求もできないものとします。

## 第7条 貸渡不能の場合の措置

- 当社は、当社の責に帰すべき事由により、会員に対して第4条第1項の借受条件に該当する電動キックボードの貸渡ができないことが判明した時は、直ちにその旨を会員に通知するものとします。
- 当社は、前項の場合で借受条件以外の電動キックボードを貸渡することが可能な時は、会員に借受条件と異なる条件の代替電動キックボードの案内をするものとします。
- 会員が、前項の案内を受けて改めて予約の申込をした時は、当社は、予約のあった条件のうち満たさなかった条件以外は、先の予約時と同一の借受条件で、予約に応じるものとします。この場合、会員は、代替電動キックボードのレンタル料金と予約のあった条件の電動キックボードのレンタル料金のうちいずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 本条第1項の場合で、当社が代替電動キックボードを貸渡することが不能な時、又は会員が本条第2項の案内を拒絶した時は、予約は取消されるものとします。

## 第8条 利用資格

- 以下の項目にすべて該当する方を、本サービスの会員として登録します。
  - 本規約および諸規程に同意頂ける方
  - 日本(一部離島などの地域を除く)在住の方または継続的、長期的に日本に滞在される方
  - 原動機付自転車を運転することができる運転免許証を所有の方(但し、国際免許証を除く)
  - 道路交通法現行法を遵守し、ヘルメットを着用、安全運転をして頂ける方
  - 有効な電子メールアドレスをお持ちの方
  - 満16歳以上70歳未満の方で、自転車に乗ることが出来る方
  - 体重100kg未満の方
  - てんかん等の障害・持病をお持ちの方
  - アルコール摂取(飲酒)及び薬物を服用されていない方
  - 電動キックボード利用にあたり、運転に支障のない服装の方(但し、ハイヒール及びビーチサンダル等履物の方は除く)
  - 会員登録時の必要事項の記入漏れや、記入内容が虚偽のない方
  - 以前に利用料金の支払いまたは電動キックボードの返却を遅延したことがない方
  - 暴力団、暴力団構成員、暴力関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力に該当しない方
  - その他、当社による審査によって会員として適当と判断した方

## 第9条 サービス利用料金

- 本サービスの利用料金、お支払い方法は別に定めてある「ご利用について」に従って頂きます。
- 本サービスの利用料金は、現金で決済されます。一旦支払われた利用料金は、理由の一切を問わず返金致しません。
- 会員は、本サービス利用期間の途中であっても、いつでも本サービスについて利用停止申請をすることができます。

## 第10条 登録情報

- 会員は、本サービス申込みにあたり電子メールアドレス、電話番号(SMS送信先としてのもの)を含みます。以下本条および次条において同じとします。)、宛先、氏名などの当社が必要とする情報(以下「登録情報」といい、このうち電子メールアドレス及び電話番号を「登録通知先」といいます)を登録するものとします。
- 前項の登録情報に変更があった場合、速やかに会員自身が正しい内容に変更するものとします。
- 当社は、利用者が前項の変更を怠った場合に生じた不利益または損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 第11条 通知及び連絡方法

- 本サービスに関する当社から会員への連絡(本規約の変更又は追加に関する通知を含みますが、これらに限りません。)は、会員の登録通知先のいずれか宛てに通知、又は当社が運営するwebページ内の適宜の場所への掲示、メール(SMSを含みます。以下本条において同じ。)の送信、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 当社がメールの送信による通知を行った場合、当社からの通知は、会員が登録したメールアドレス又電話番号にメールを送信することをもって、当社に過失がある場合を除き、当該メールが通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 本サービスに関する問い合わせ、その他会員から当社に対する連絡又は通知は、当社が運営するwebページ内の適宜の場所に設置する、お問い合わせフォームへの送信その他当社が指定する方法により行うものとします。
- 当社は、会員の同意を得た上で、会員が登録したメールアドレス、電話番号その他の会員情報に基づき、本サービスに関する広告・宣伝等の連絡を行うことがあります。
- 当社は、本条に定める通知以外に、会員に対する伝達に関する責任ならびに義務を負わないものとします。

## 第12条 電動キックボードの盗難・破損等

- 電動キックボードの置き忘れ、盗難が起きた場合は、直ちにお近くの警察署へ遺失届または被害届を提出するものとし、被害状況等を当社に報告し、その指示に従うものとし、本体代金及び補償金をお支払いして頂きます。
- 電動キックボードの付属品紛失及び破損があった場合は、部品代金と修理代金として一律2万円を支払いして頂きます。

## 第13条 電動キックボードの利用に関する禁止行為

- 会員は本サービスの電動キックボードを以下の条件、目的または行為で使用することは出来ません。
  - 雨天、降雪または積雪時の試乗走行すること。
  - 転貸または第三者に使用させること。
  - 譲渡または質入その他の担保に供すること。
  - レンタル中の電動キックボードの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は改造若しくは改装等その現状を変更すること。
  - レンタル中の電動キックボードの意図的な破損・汚損、廃棄、又はそれらに類すること。
  - レンタル中の電動キックボードの譲渡、転貸、質入れ、担保権設定その他一切の処分行為
  - レンタル中の電動キックボード以外の電動キックボードを当社に返却する行為又はこれを試みること。
  - 当社の承諾を受けることなく、電動キックボードを各種テストや競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)若しくは未舗装道路での走行に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
  - 法令又は公序良俗に違反して電動キックボードを使用すること。
  - 当社の承諾を受けることなく電動キックボードについて損害保険に加入すること。
  - 電動キックボードを日本国外に持ち出すこと。
  - その他前各号に類すると当社が判断する行為

2. 当社は、申込者本人以外の第三者が電動キックボードを使用した事実が確認できた場合、当該電動キックボードの占有状態に拘わらず、申込者または当該第三者に対し、直ちに電動キックボードの返還を求めることができるものとします。この返還の請求に起因して損害等が発生した場合には、申込者が一切の責任を負うものとします。
3. 本条の第1項に定める禁止事項により、当社が損害を受けた場合は、補償金をお支払頂く場合があります。

#### 第14条 電動キックボードレンタルの利用停止及び利用停止による契約解除

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該利用者に対し通知することにより電動キックボードのレンタル利用を停止し、契約を解除できるものとします。
  - ①登録情報が真実でない場合
  - ②本人以外の者が利用している場合
  - ③電動キックボードが本人以外の者に譲渡、貸与された場合
  - ④理由を問わず、電動キックボードが本人以外の占有におかれた場合
  - ⑤本人が契約の履行が不可能な状態となった場合
  - ⑥音信不通と判断した場合
  - ⑦本規約に違反した場合
  - ⑧当社都合により、返却を求めた場合、またその他、当社が不適切と判断した場合
  - ⑨複数アカウントの登録が確認された場合
2. 当社は、本条1項の契約解約に起因して、申込者が被った損害に関し一切の責任を負いません。本条の1項に該当し当社が損害を受けた場合は、補償金をお支払頂く場合があります。

#### 第15条 強制解約

1. 以下の項目に当てはまると当社が判断した場合、当社は会員に対して事前の催告・通知することなく強制解約させることができます。
  - ①第8条に違反した場合
  - ②会員が本サービスを通じて、又は当社に対して違法行為を行った場合
  - ③他の会員に迷惑がかかる行為を行ったと当社が判断した場合
  - ④第20条各号に定める場合において、強制解約が適当と当社が判断した場合
  - ⑤その他、会員として不適当と当社が判断した場合
2. 契約期間中に強制解約させられた場合でも、既に支払われた利用料金は理由の一切を問わず返金いたしません。また、強制解約時に、未払いの利用料金や残存する債務等がある場合は、直ちに支払わなければならないとします。
3. 強制解約させられた会員は当社が指定した日時までに電動キックボードを返却しなければなりません。
4. 前各項に該当することにより当社が受けた損害について、当社は該当する会員に対して損害賠償を請求できます。また、当社が必要と判断する費用を請求することができます。

#### 第16条 休業時の対応について

当社の定めた休業日(月・火曜日、但し祝日は除く)の場合、お問合せの回答などの業務は翌営業日以降の対応となります。

#### 第17条 個人情報について

1. 当社は、会員及び運転者から取得した個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号その他の連絡先、運転免許証情報等の個人を識別することができるものをいう)を、以下の各号に定めるも目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
  - ①本サービスのレンタル契約締結時に契約書(会員控え)を作成するため
  - ②レンタル契約の締結にあたり、会員及び運転者の本人確認及び審査を行うため
  - ③本サービスについて締結した損害保険契約上、利用者の個人情報に関する報告義務がある場合
  - ④前各号の他、利用規約の基づくサービスを提供するため
2. 当社は、前項に定めている目的以外で会員及び運転者の個人情報を取得する場合は、予めその利用目的を明示して行うこととします。
3. 当社は、個人情報保護法その他の法令により事由がある場合を除き、個人情報を提供した会員又は運転者の同意を得ることなく当該個人情報を第三者に提供することはありません。

#### 第18条 免責事項

当社は、以下の事由により会員が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず、一切の責任を負いません。また以下の事由に関連して会員が発生したサービス利用料金等の支払い義務は免除されず、既に支払われた料金は返金しません。

1. 当社の判断により、電動キックボード配送・輸送の保留・停止をした場合  
また、当社または配送・輸送を行う業者の故意、または重過失によらずに、電動キックボード配送に伴う遅配もしくは誤配または未着などの事故が発生した場合
2. 当社に過失がある場合を除き、会員が登録したお届け先住所、氏名、メールアドレスなどの登録情報に誤りがあった場合  
また、登録情報変更になっているにも関わらず、会員が変更の手続きを怠っていた場合
3. 本サイトへのアクセスが集中して、一時的に受付などができない場合
4. 他の会員が電動キックボードを使用中のため、会員が電動キックボードを使用できない場合
5. 会員が本サイトを經由して他サイトを利用した場合
6. 本サービスを利用したことにより、会員に何らかの損害が生じた場合
7. 戦争や天変地異などの非常事態や、システムの点検・障害、通信回線障害、その他業務運営上のやむを得ない理由でサービスを中断・終了した場合

#### 第19条 著作権

1. 本サービスに掲載された情報、写真、その他の著作物は、当社に帰属するものとします。
2. 会員は、当社著作物について、当社の承諾を得ずして複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳を行ってはならないものとします。
3. 会員は、前項に定める著作権侵害の他、商標権その他当社の知的財産権を侵害する行為を行ってはならないものとします。

#### 第20条 禁止事項

当社は、本サービスの利用にあたり、会員が以下の各号に該当する行為をすることを禁止します。また、会員の行為が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、当該行為の全部又は一部の停止を求め、当該行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。

1. 当社若しくは他者の著作権、商標権など知的財産権を侵害する行為
2. 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為
3. 当社、本サービスのコンテンツ提供者、その他第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
4. 本サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざんまたは消去する行為
5. 個人情報を、他の会員や第三者に開示又は漏洩する行為
6. 他人になりすまして本サービスを利用する行為
7. 政治活動、宗教活動、又はそれらに繋がる行為あるいは公序良俗に反する行為
8. 許可なく当社又は当社サービスの名称、ロゴなどを使用する行為
9. 会員資格の第三者への利用許諾、貸与、譲渡、売買、その他担保に供する行為
10. 本サービスの運営を妨害しようとする行為
11. 本サービスの目的に反し、犯罪に結びつく行為
12. その他、理由の如何を問わず当社が不適切と判断する行為

#### 第21条 サービス並びにコンテンツの中断または停止

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本サービス並びにコンテンツ(以下「本サービス等」といいます)を中断または停止することがあります。なお、当社は、以下のいずれか、又はその他の事由により本サービス等の提供の遅延又は中断、停止などが発生したとしても、会員が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

1. 電動キックボード及び本サービス等用設備などの保守を定期的に、または緊急に行う場合
2. 火災、停電などにより本サービス等の提供ができなくなった場合
3. 地震、津波などの天災により本サービス等の提供ができなくなった場合
4. その他、運用上または技術上あるいは当社の都合により、本サービス等の一時的な中断が必要と判断した場合

#### 第22条 サービスの譲渡・売却

1. 当社は、本サービスの内容の法適合性、妥当性を保証しません。
2. 当社は本サービスの拡充のため、他社サービスや企業の買収、あるいは本サービスの他企業への売却、あるいは本サービスの運営を他企業に委託する可能性があります。その場合には、会員に提供するサービス継承のため、またはその他のサービス運営の目的のために、会員の情報の全部、または一部を第三者に移転させることがあります。
3. 当社が本サービスを売却する場合、事前の同意なく当社は会員の個人情報を譲渡することがあります。この場合、譲渡先には個人情報の保護に関して、当社運用時と同等以上の個人情報の取り扱い義務を課するものとします。

#### 第23条 駐車違反等

1. 会員は、使用中に電動キックボードに関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、会員は自ら駐車違反に関わる反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察から電動キックボードの放置駐車違反の連絡を受けたときは、会員又は運転者に連絡し、速やかに電動キックボードを移動させ、電動キックボードの借用期間満了時又は当社の指示するときまでに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するように指示するものとし、会員はこれに従うものとします。尚、当社は、電動キックボードが警察により移動された場合に当社の判断により、自ら電動キックボードを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書により確認するものとし、処理されていない場合には何らの通告、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちに電動キックボードを回収します。また、当社は会員又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます)に自ら署名するよう求め、会員はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により会員に対する放置駐車違反に関わる責任追及の為の必要な協力を行う他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、会員はこれに同意するものとします。

5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員若しくは運転者の探索及び電動キックボードの引取に要した費用等を負担した場合には、会員又は運転者は、当社に対し放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責を負うものとします。この場合、会員又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。
- 尚、会員又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときには、当社は受け取った放置違反金相当額を会員又は運転者に返還します。

#### 第24条 返還責任

1. 会員又は運転者は、借受期間満了時まで電動キックボードを所定の返還場所において当社に返還するものとし、貸受期間が2日以上(1泊含む)の場合、電動キックボードの充電を完了した状態で返還するものとします。受会員又は運転者は、借受期間満了時まで電動キックボードを返還することができない時は、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 会員又は運転者は、当社の立会いのもとに引渡時の状態(通常の使用による劣化、磨耗を除く)で電動キックボードを返還するものとします。
3. 会員又は運転者は、電動キックボードの返還にあたっては、会員又は運転者の遺失物がないことを確認して返還するものとし、当社は、電動キックボードの変換後は遺失物について保管の責を負わないものとします。
4. 会員又は運転者は、当社の承諾を受けて借受期間を延長した時は、変更後の借受期間に対するレンタル料金、又は変更前のレンタル料金と所定の超過料金を合計した料金のうちいずれか低い方の料金を支払うものとします。
5. 会員又は運転者は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後返還した時は、前項後段の料金に加え、当社が別途定める違約金(レンタル料金の2倍)を支払うものとします。
6. 当社は、会員又は運転者が借受期間を満了したにもかかわらず、当社の承諾を受けることなく電動キックボードを返還しない時は、当社への事前連絡の有無を問わず、電動キックボードの所在を確認するのに必要な措置及び刑事告訴を行う等の法的手続を実施するものとします。会員は、会員の探索及び電動キックボードの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。
7. 当社は、会員の責めに帰すべき事由によらない天災、事故、盗難その他の不可抗力の事由により、会員が借受期間満了時まで電動キックボードを返還することができなくなった場合には、これに生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。

#### 第25条 故障発見時の措置

会員は、使用中に電動キックボードの異常を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### 第26条 事故発生時の措置

会員は、使用中に電動キックボードに関わる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず警察に通告する等の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに事故の状況等を当社に報告し、その指示に従うこと。
2. 前号の指示に基づき電動キックボードの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
3. 事故に関する当社及び保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく速やかに提出すること。
4. 事故に関して相手方と示談その他の合意は、保険会社を通じて実施するものとし、相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社及び保険会社の承諾を受けること。
5. 会員は前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

#### 第27条 使用不能による貸渡契約の終了

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の他の事由(以下故障等と言います。)により電動キックボードが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 会員は、前項の場合、電動キックボードの引き取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合、若しくは故障等が会員及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、新たな貸渡契約を締結したものと、会員は当社から電動キックボードの提供を受けることができるものとします。
4. 会員は、当社に対し電動キックボードを使用できなかったことにより、生ずる損害についていかなる請求もできないものとします。

#### 第28条 賠償及び営業補償

1. 会員及び運転者は、その責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、当社がその電動キックボードを利用できないことにより生じる営業補償に関する損害については、別途料金表等に定めるところによるものとします。

#### 第29条 保険

1. 会員及び運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、電動キックボードについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。また、別途締結する損害保険契約の特約がある場合は、その特約に応じた保険金が給付されます。但し、保険約款又は補償制度の面積事由に該当するときは、この保険金又は補償金は支払われません。

①対人補償	無制限(自賠責保険を含む)
②対物補償	無制限(免責無し)
③搭乗者傷害補償	3,000万円(搭乗中の補償)
2. 保険金又は補償金が支払われない損害及び前項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、会員又は運転者の負担とします。
3. 当社が前項に定める会員又は運転者の負担すべき損害金を支払った時は、会員又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、レンタル料金に含まれます。

#### 第30条 準拠法

本サイトにおける本規約等は、すべて日本法に準拠します。

#### 第31条 本規約の改訂

1. 当社は、予告なく本規約を改訂することができるものとします。
2. 当社は、本規約を改訂した時は、ホームページ上でこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第30条 管轄裁判所

本サービスまたは本規約等に関連して当社と会員との間で生じた一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は令和3年9月1日より施行します。

私(会員)はMobility NAGANOより電動キックボードを借りるにあたり、本規約に同意をし、厳守することを約束します。

令和 年 月 日

住所

氏名

連絡先

